

## 山口市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領

### 1 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設産業従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若手技術者をはじめとする担い手の確保と育成を進める上で喫緊の課題となっている。

この要領は、営繕系工事における「週休2日」の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）の実施方法等を定めるものとする。

### 2 用語の定義

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### (5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準以上に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

#### (6) 複合単価

材料、労務、機械器具、仮設材、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、材料単価、労務単価、機械器具費、仮設材費、下請経費等を乗じて算定した単価をいう。

#### (7) 市場単価

十分な市場競争のもとに総合工事業者と第一次下請専門工事業者の間で取引された価格で、材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等を含む施工単位当たりの取引単

価をいい、具体的には、物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」に掲載されている「建築工事市場単価編（建築工事、機械設備工事、電気設備工事）」に示された単価をいう。

(8) 補正市場単価

施工条件等が類似の市場単価を適切に補正して算定した単価をいう。

(9) 物価資料の掲載価格

物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」等に掲載されている材工単価のうち、前述の市場単価として示すもの以外の材工単価をいう。

### 3 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の工事のうち、市が「週休2日工事」として指定する工事を対象とする。

### 4 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、発注者は、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、原則として、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

発注者が、発注時から、受注者に対して週休2日に取り組むことを指定する方式。

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

### 5 発注方法

(1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告に発注方式（発注者指定型、受注者希望型）や、施工条件書に適用の有無等を明示する。

(2) 工期の設定にあたっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう分離発注工事の施工期間を確保する等、適正な工期を設定するものとする。

### 6 実施方法

(1) 発注者指定型

受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「計画工程表」に基づき、施工計画書の提出までに必要工期について受発注者間で確認を行う。

(2) 受注者希望型

受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2

日」の実施希望の有無について書面で協議するとともに、「週休2日」の実施を希望する場合は、「計画工程表」に基づき、施工計画書の提出までに必要工期について受発注者間で確認を行う。

### (3) 共通事項

発注者は、(1)(2)により工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## 7 「週休2日」の確認方法

- (1) 受注者は、「週休2日工事」を実施する場合、現場閉所（現場休息）の状況を確認できる工程表（計画工程表）を監督職員に提出する。
- (2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所（現場休息）を計画していた日（休工期）に現場作業を行う場合は、原則、休工期を振り替えるものとする。
- (3) 工場製作のみを実施した期間については対象期間外とする。
- (4) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整するものとする。
- (5) 受注者は、工事完了後、現場閉所（現場休息）の状況を確認できる実施工程表等を監督職員に提示する。提示する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

## 8 留意事項

- (1) 発注者は、現場閉所（現場休息）の前日等に、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。
- (2) 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (3) 発注者は、工事一時中止を行う場合等対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度に受注者と協議する。
- (4) 発注者は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことがで

きないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、工程表（計画及び実施）を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## 9 経費の補正方法

### (1) 発注者指定型

発注時は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

なお、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、達成状況に応じて補正分を減額する契約変更を行う。

### (2) 受注者希望型

発注時は、週休2日の取組に係る経費の補正は行わずに予定価格を設定するものとする。

精算時には、対象期間中の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて、各経費を補正したうえで契約変更を行う。4週6休に満たないもの、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

### (3) 共通事項

現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により複合単価の労務費、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載単価を補正する。

それぞれの単価の補正係数及び補正方法は別紙のとおり。

## 10 工事成績評定（発注者指定型、受注者希望型）

(1) 発注者は、対象期間内の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、「工事成績採点の審査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理A」について評価を行い、「4週6休以上」の達成が確認された場合には、「工程管理B」において評価を行う。

(2) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

## 11 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所（現場休息）に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

## 12 その他

受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## (1) 複合単価の労務費の補正

現場閉所率 (現場休息率)	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
	(28.5%(8日/28日)以上)	25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満	(21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満)
補正係数	1.05	1.03	1.01

※交通誘導員の労務単価についても補正する。

## (2) 市場単価及び補正市場単価の補正方法

適用	新営工事	全館無人改修工事	執務並行改修工事
補正方法	市場単価×新営補正率		市場単価×改修補正率
	補正市場単価×新営補正率		補正市場単価×改修補正率

※新営補正率、改修補正率は【別表】表A-2 建築工事の補正率、表E-2 電気設備工事の補正率及び表M-2 機械設備工事の補正率を参照すること。

※全館無人改修工事とは、仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

※執務並行改修工事とは、建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。

## (3) 物価資料の掲載価格の補正方法

適用	新営工事	改修工事
補正方法	物価資料の掲載価格×新営補正率	物価資料の掲載価格×改修補正率

※新営補正率、改修補正率は【別表】表A-2 建築工事の補正率、表E-2 電気設備工事の補正率及び表M-2 機械設備工事の補正率を参照すること。

表A-2 建築工事の補正率

工種	概要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて補正係数を乗じる。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保湿工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21